

鹿児島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野について、賃上げに向けた取組等に必要な緊急の措置を講じるため、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所施設等（相談支援事業を含む。以下「サービス等」という。）の事業者等に対し交付するものとし、その交付については、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害者実施要綱」という。）及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知。以下「障害児実施要綱」という。）並びに鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
障害者実施要綱4(1)又は障害児実施要綱4(1)に規定された対象事業所における人件費の改善に必要な費用として関係実施要綱に基づき算出された経費	サービス等利用者（以下「利用者」という。）ごとの補助額を以下の式により算出し、サービス等の事業所等ごとに補助額を合計した金額 利用者ごとの補助額＝a×b a 基準月のサービス等総報酬（基準月のサービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。基準月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含むこととする。） b サービス類型別交付率（別表の左欄に掲げるサービス区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる交付率とする。） ※ 1円未満の端数は切り捨てとする。

2 補助金額は、基準月（原則として令和7年12月とする。同月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなどの場合には、各事業所の判断により、令和8年1月、2月

又は3月の任意の月を基準月とすることができる。)のサービス等総報酬から算出した額とする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り反映することとする。

(計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 総括表(別紙様式2-1)
- (2) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 個票(別紙様式2-2)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出した計画書の内容に変更が生じた場合、変更に係る届出書(障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業)(別紙様式4)に、変更後の計画書等を添付して提出するものとする。

3 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合、障害者実施要綱8(5)又は障害児実施要綱8(5)に基づき、特別な事情に係る届出書(別紙様式5)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出については、事業者が基準月において提供したサービス分のサービス等報酬の請求を、鹿児島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)(障害児入所施設については、知事)に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあったサービス等報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について、補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたもの

とみなした場合において、国保連から提供を受けた情報等に基づき、規則第4条及び第14条の規定による補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

- 2 規則第4条及び第14条の規定に基づく交付決定及び確定の通知は、国保連から支払額通知書をサービス等の事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が基準月において提供したサービス分のサービス等報酬の請求を、国保連（障害児入所施設については、知事）に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあったサービス等報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。
- 3 この補助金は、法人ごとに、原則として、国保連又は鹿児島県との間の取引で使用するものとして届け出られている口座（債権譲渡されている事業所等の口座は除く。）のうち一つの口座に対し、支払（振込）を行うこととする。
- 4 この補助金の振込口座について、新たに設定又は変更したい場合は、振込口座届出書（別紙様式1）を提出するものとする。

(障害者実施要綱又は障害児実施要綱に基づく実績報告)

第8条 障害者実施要綱8(2)又は障害児実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（別紙様式3-1）
 - (2) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（事業所別個表）（別紙様式3-2）
- 2 障害者実施要綱8(2)又は障害児実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、補助金の交付を受けた後に提出するものとし、提出期限は別に知事が定める日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月19日から適用する。

別表（第2条関係）

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。